

1 利用料金表（利用者負担額）

訪問介護の提供に際し負担する利用料金は、原則として介護保険法に基づき、負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

身体介護	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体01 (20分未満)	179	1,940円	194円	388円	582円
身体1 (20分以上30分未満)	268	2,905円	291円	581円	872円
身体2 (30分以上1時間未満)	426	4,617円	462円	924円	1,386円
身体3 (1時間以上1時間半未満)	624	6,764円	677円	1,353円	2,030円

生活援助	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活2 (20分以上45分未満)	197	2,135円	214円	427円	641円
生活3 (45分以上)	242	2,623円	263円	525円	787円

身体生活	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体1 (20分以上30分未満の身体生活1 +20分以上45分未満の生活)	340	3,685円	369円	737円	1,106円
身体1 (20分以上30分未満の身体生活2 +45分以上70分未満の生活)	411	4,455円	446円	891円	1,337円
身体2 (30分以上1時間未満の身体生活1 +20分以上45分未満の生活)	497	5,387円	539円	1,078円	1,617円
身体2 (30分以上1時間未満の身体生活2 +45分以上70分未満の生活)	569	6,167円	617円	1,234円	1,851円

【利用者負担算出方法】

地域単価（10,84）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

1割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

3割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 地域単価は事業所の所在地に基づき、藤沢市「4級地」10,84円です。

- (1) 基本料金に対して、早朝（午前6時から8時）、夜間（午後6時から10時）は25%加算深夜（午後10時から午前6時）は50%加算となります。
- (2) 一定の条件の下に2人の訪問介護員が1人の利用者の訪問介護を行った時は、2人の料金となります。

(3) 初回加算 200 単位／月 (2,168 円／月) [1 割 217 円 2 割 434 円 3 割 651 円]

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

(4) 緊急時訪問介護加算 100 単位／回 (1,084 円／回) [1 割 109 円 2 割 217 円 3 割 326 円]

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行なった場合。

(5) 生活機能向上連携加算 I 100 単位／月 (1,084 円／月) [1 割 109 円 2 割 217 円 3 割 326 円]

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師の助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合。
- ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に行なった場合

生活機能向上連携加算 II 200 単位／月 (2,168 円／月) [1 割 217 円 2 割 434 円 3 割 651 円]

- ・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅に訪問した際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を行い、かつ生活の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合
- ・加えてリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

(6) 認知症専門ケア加算 (I) 3 単位/日(32 円/日) [1 割 4 円 2 割 7 円 3 割 10 円]

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 2 分の 1 以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 20 名未満の場合は 1 以上、20 名以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施
- エ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

認知症専門ケア加算 (II) 4 単位/日(43 円/日) [1 割 5 円 2 割 9 円 3 割 13 円]

- ア 認知症専門ケア加算 (I) のイ・エの要件を満たす
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 20 以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施
- エ 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定

(7) 口腔連携強化加算 50 単位/回 (1 月 1 回) (542 円/回) [1 割 55 円 2 割 109 円 3 割 163 円]

- ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算
- ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(8) 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数にサービス別加算24.5%乗じた単位数

(9) 特定事業所加算

特定事業所加算Ⅱ 所定単位数にサービス別加算率10%を乗じた単位数
上記料金表には含まれています。

(10) 同一建物減算1 所定単位数の90%

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に訪問する場合

上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）に訪問する場合

同一建物減算2 所定単位の85%

事業所を同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）に訪問する場合

同一建物減算3 所定単位の88%

正当な理由なく、事業所において、全6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（同一建物減算2に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が90%以上である場合

(11) 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位の1.0%減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算

(12) 業務継続計画未実施減算 所定単位の1.0%減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算

(13) 交通費は、当事業所の通常のサービス実施地域以外にお住まいの方は実費で頂きます。

サービス実施地域を越え、利用者宅までの往復距離数×25円(税込み)／km

(14) その他の費用について

- ① 訪問介護を提供するにあたって、利用者宅で利用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。
- ② タクシーやバス等と一緒に出掛ける場合は、ヘルパーの交通費は利用者の負担となります。
- ③ 介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者の電話をお借りすることがあります。